



平成22年11月29日

各位

会社名：アートコーポレーション株式会社
代表者名 代表取締役社長 寺田 千代乃
(コード番号：9030 東証・大証一部)
問合せ先：常務取締役 松藤 雅美
電話番号：072-870-0123

訴訟の控訴審判決に関するお知らせ

当社が株式会社東急エージェンシー（以下、「東急AG」といいます。）から提起されていた訴訟（以下、「本訴訴訟」といいます。）の控訴（以下、「本訴控訴」といいます。）につきまして、平成22年11月24日付にて東京高等裁判所より判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

「本訴訴訟」は、平成20年11月13日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、平成20年10月28日付で東急AGから12億2,706万1,500円の委託代金等請求訴訟を提起され、これを争っていたものです。

また、当社は「本訴訴訟」に対し、平成21年4月20日付で2億8,980万円の不当利得の返還を求める反訴（以下、「反訴訴訟」といいます。）を提起していました。

なお、平成22年1月20日付「訴訟の判決及びその控訴に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、平成22年1月13日付にて東京地方裁判所より「本訴訴訟」及び「反訴訴訟」の両訴訟について、当社の主張を全面的に認める判決が言い渡されましたが、東急AGが判決を不服として、東京高等裁判所に控訴していたものです。

2. 当社へ「本訴控訴」を提起したもの

- (1) 商号：株式会社東急エージェンシー
- (2) 本店所在地：東京都港区赤坂4丁目8番18号
- (3) 代表者：五十嵐 正

3. 判決があった裁判所及び年月日

東京高等裁判所

平成22年11月24日

4. 判決の内容

判決の内容は、本訴及び反訴両訴訟について、第一審に続き当社の主張を全面的に認め、東急AGの控訴を棄却し、当社の全面勝訴とするものです。

判決主文は以下のとおりです。

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴人の当審における新請求をいずれも棄却する。
- (3) 当審における訴訟費用は、控訴人の負担とする。

5. 今後の見通し

上記のとおり、控訴人（東急AG）の控訴及び控訴審における新しい請求のいずれもが棄却され、当社の主張を全面的に認めた第一審判決が維持されたものです。

本判決に対して控訴人より上告または上告受理申し立てがなされた場合でも、東京地方裁判所及び東京高等裁判所の裁判官が十分かつ慎重な審理を尽くした上で出された判決であり、上告審においても第一審及び控訴審の判決は維持されるものと判断しております。

現時点では、「本訴控訴」の判決による当社業績への影響はありませんが、今後、公表すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします

なお、平成20年11月13日付及び平成22年2月10日付で開示しました他の2件の訴訟（株式会社第一エージェンシーと株式会社アサツー ディ・ケイが当社に提起した2件の訴訟）については、現在、裁判所での審理が続いており、判決言い渡しはまだであり、その期日も決まっておりません。

以 上